

# 第3回秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議 座席表

平成23年4月8日(金)午後1時～午後3時 於:内閣府本府5階特別会議室

(出入口)

内閣情報調査室

安富委員

藤原委員

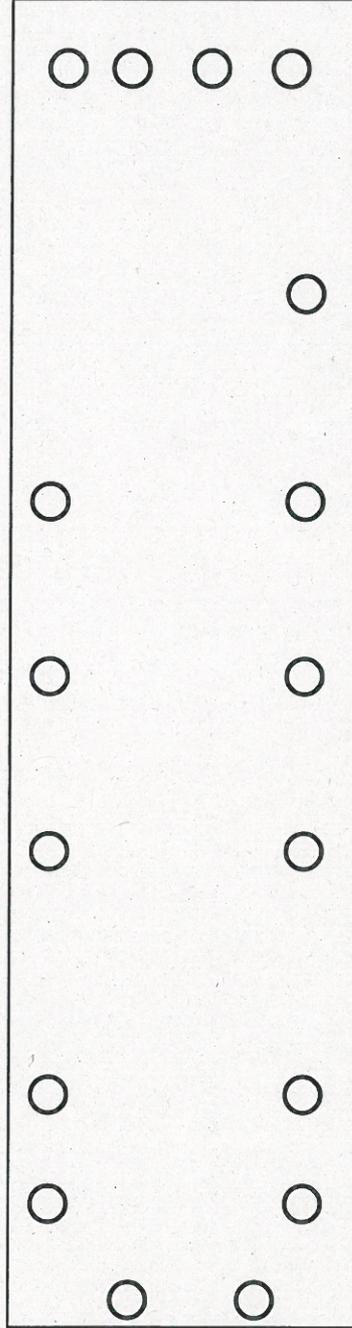
海上保安庁

防衛省

外務省

公安調査庁

事務局



内閣情報調査室

内閣情報官

縣委員(座長)

長谷部委員

警察庁

法務省

## 配付資料

資料1 現行の秘密取扱者適格性確認制度

資料2 秘密の管理②に関する考え方（事務局案）・論点

資料3 諸外国における秘密取扱者適格性確認制度の概要

# 秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議（第3回）

## 秘密の管理②に関する 考え方（事務局案）・論点

平成23年4月8日

事務局案

特別秘密

行政機関等が保有する秘密情報の中でも、国の存立にとって重要なもの

厳重な管理による保全

1 秘密の指定

- 2 人的管理
- (1) 取扱者の限定(適格性確認制度)
  - (2) 管理責任体制
  - (3) 研修

3 物的管理

- ライフサイクル<sup>※</sup>の各段階における管理
  - 電子計算機の取扱い等の管理
  - 検査
- ※ 特別秘密が作成・取得又は伝達されてから保管・利用等を経て廃棄又は移管まで

事務局案

1 特別秘密を取り扱わせる者の限定

○ 特別秘密を取り扱わせるに足る信用性・信頼性を有している者と確認された者が業務遂行のために知る必要のある場合のみ特定の特別秘密を取り扱わせることを基本とすべき。



適格性確認

① 我が国における適格性確認の現状と課題

《現状》

特別管理秘密※の取扱者に係る適格性確認制度を実施(平成21年4月～)

〔「カウンタートーンレジエンス機能の強化に関する基本方針」(平成19年8月カウンタートーンレジエンス推進会議決定)による。〕

《課題》

- ・ 対象者が国の行政機関の職員のみであり(法的位置付けはない)、同様に特別秘密を取り扱わせる民間事業者等の職員が含まれていないこと。
- ・ 適格性確認の実施権者が、確認の判断材料となる情報を公務所その他の公私の団体に照会する権限が明定されていないこと。

② 諸外国(米、英、独、仏)の例

○ 国にとって重大な秘密を保全する制度の必要不可欠な一部として適格性確認制度を導入・運用

《共通点》

- ・ 制度の内容が法令等によって明らかにされていること。
- ・ 国の行政機関から事業委託を受ける民間事業者等の職員も対象としていること。
- ・ 情報収集・裏付けのため公務所その他の公私の団体に対して渡航履歴等の照会を行っていること。
- ・ 結果を本人に通知していること。
- ・ 収集された個人情報情報を厳格に保護することとしていること。等

秘密保全制度の整備に当たっては、適格性確認を法制度上明らかに位置付けることが以下の点から重要

- ・ 特別秘密の保全の実効性を向上させること。
- ・ 適格性確認を含む秘密保全制度への国民の理解を得ること。
- ・ 我が国の秘密保全体制に対する国内外からの信用・信頼を維持・向上させること。

論点

○ 秘密保全制度の整備に当たって適格性確認制度を法制度上明らかに位置付けることの当否

※ 各行政機関が保有する国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項であって、公になつていないものうち、特に秘匿することが必要なものとして当該機関の長が指定したものと

事務局案

2 対象者

特別秘密の取扱いが当然に想定される行政機関等・民間事業者等※1

- 特別秘密を作成・取得する行政機関等で特別秘密を取り扱う者 \*
- 作成・取得の目的に照らし伝達される行政機関等又は民間事業者等で特別秘密を取り扱う者 \*
- その事務の遂行のために必要性が認められて特別秘密の伝達を受け、取り扱う者 \*

特別秘密の作成・取得の目的に照らし、特別秘密の取扱いが本来は想定されていない行政機関等

特別秘密を取り扱うことが事前に予測されおらず、かつ、緊急に当該秘密を取り扱わなければ事務の遂行に著しく支障を来す者※2

適格性確認を実施

\* 行政機関の長等は、適格性の確認を実施中である者に、速やかに特別秘密を取り扱わせなければならぬと認められる十分な理由がある場合には、正規の方法に準じて暫定的に適格性を確認の上、一定期間に限り、例外的に特別秘密を取り扱わせることができることとする。  
なお、一定期間を超えた場合には、正規の適格性確認なしに当該者に特別秘密を取り扱わせることはできない。

《特別秘密の保護が損なわれないために以下を実施》

- 適格性確認以外の人的管理(P7参照)
- 特別秘密の保管・利用等における物的管理(同上) 《継続して特別秘密を取り扱わせる場合》
- 適格性が疑われるようなことがない旨の誓約書を提出させる(例)

- 我が国の行政権が属する内閣を組織する内閣総理大臣及び国務大臣は適格性確認の対象外(その他の特別な任命の要件・手続が採用されている職については、個別に判断)

論点

- 対象者の範囲及び考え方の当否
- 正規の適格性確認の例外の場合における特別秘密の保全の在り方

※1 「民間事業者等」には、国の行政機関から委託を受けた者のほか、下請けの事業者も含まれる。

※2 該当し得る行政機関の事務については、個別に検討していく。

# 第3 秘密の管理②人的管理(適格性確認制度③)

対外非公表

取扱注意

## 事務局案

### 3 実施権者

考え方

国の存立にとって重要な秘密として国が特別秘密に指定した  
ものについて、これを厳重な管理に服せしめるのは国の責務



国の厳重な管理の一環として、取り扱わせようとする者を限定し、秘密  
漏えいのリスクを低減させる措置は、国が自ら実施することが最も適当

《特別秘密の取扱機関》

《実施権者》

《備考》

国の行政機関

各行政機関の長

- それぞれ任務・所掌事務に基づき事務を処理・執行
- 各行政機関の長の判断に一貫性が確保されるよう調査の事項、方法等について共通化が必要

独立行政法人等

主務大臣

- 主務大臣の関与の下で事務・事業を実施
- 国と密接な関係を有し、実質的に国の行政の一端を担っていることを考慮し、独立行政法人等が自ら適格性確認を行うこともあり得る

都道府県警察

警視総監又は警察本部長\*

- 都道府県警察は、国家的性格を有する警察事務を所掌

民間事業者等

委託した国の行政機関の長

- 委託した国の行政機関側の必要性に基づいた秘密の取扱い

### 論点

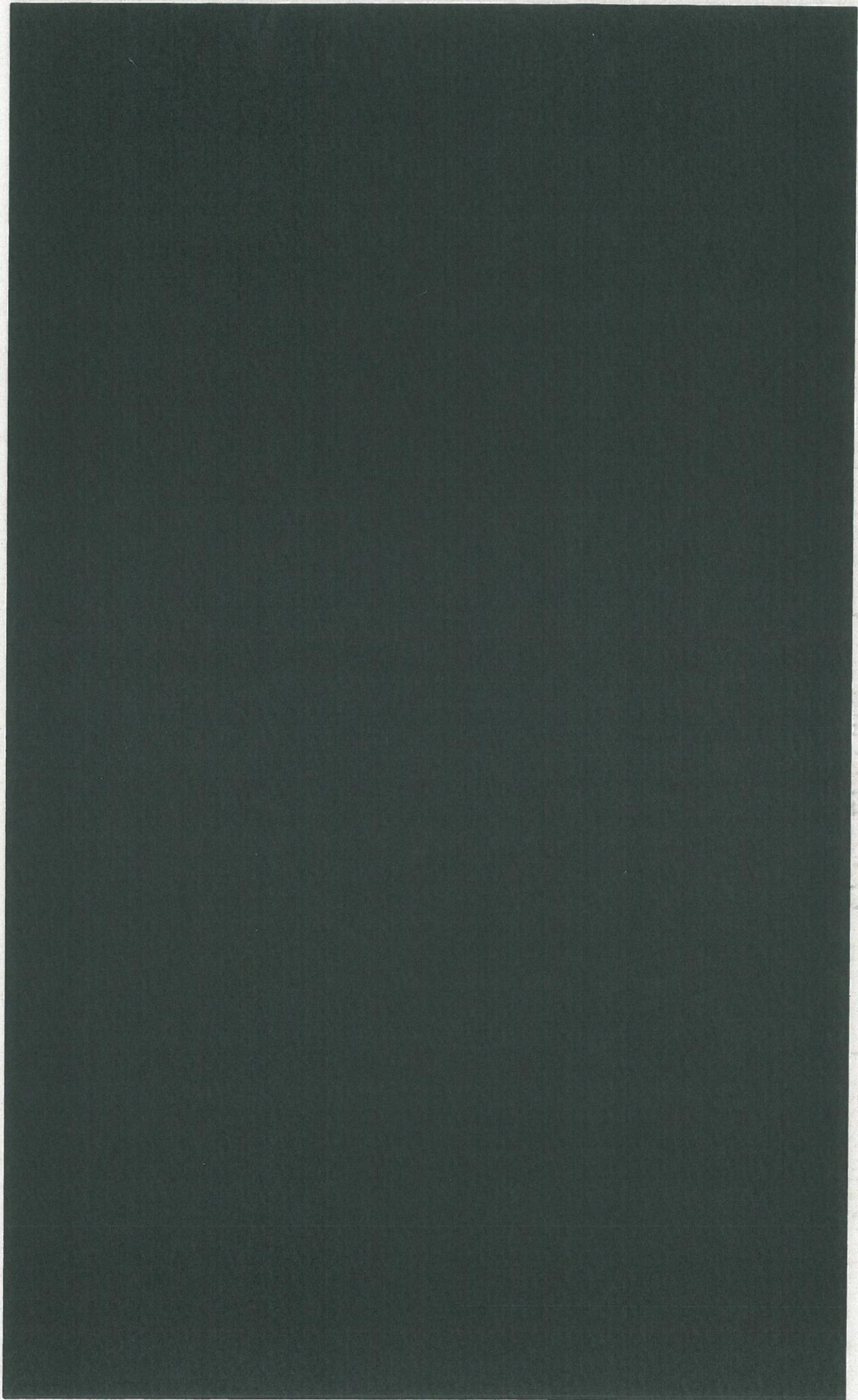
- 考え方の当否
- 各実施権者の当否  
(特に独立行政法人等、都道府県警察、民間事業者等)

\* 警察以外の地方公共団体を本法制の対象とする場合における実施権者については別途検討

対外非公表

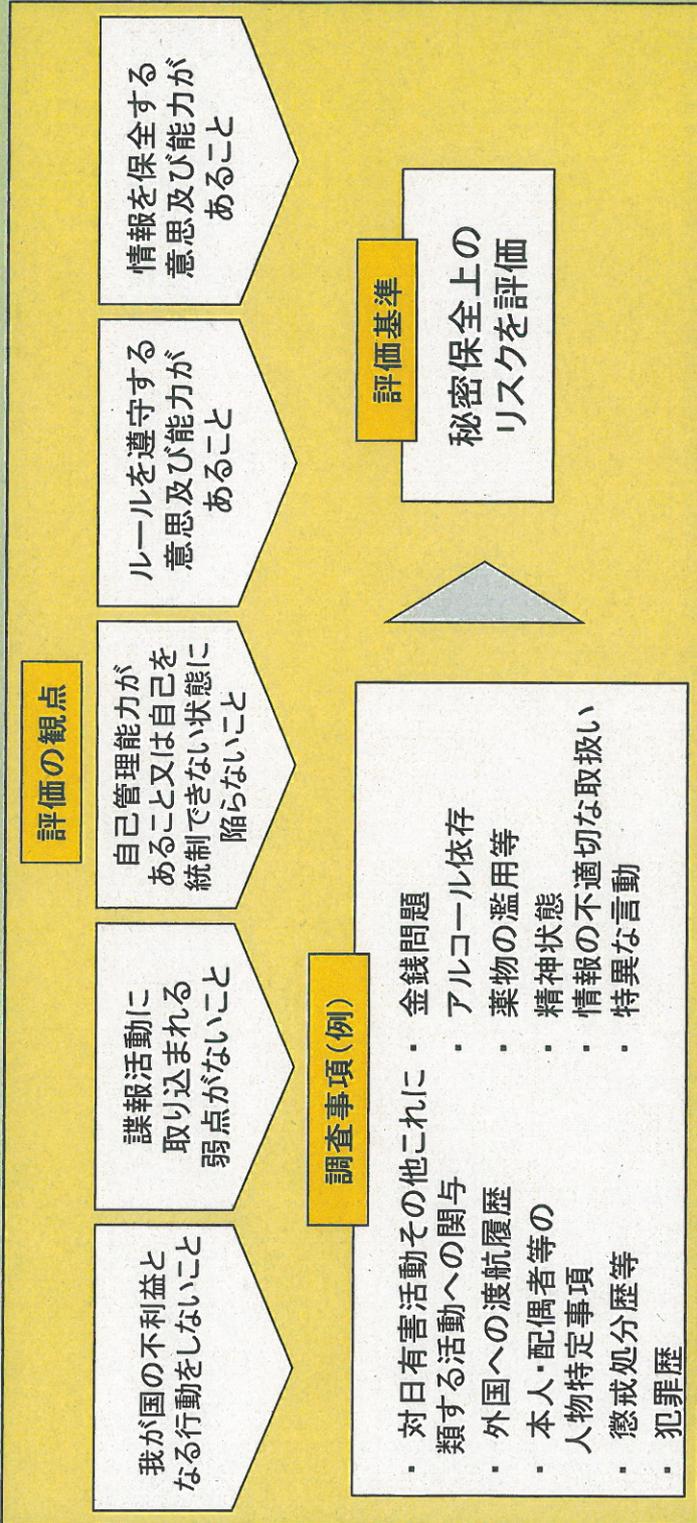
席上回収

# 秘密取扱者適格性確認制度の概要



事務局案

4 評価の観点及び調査事項



- 必要な調査事項の明示
  - 評価の基準は明示せず
- 制度の透明性を高め、国民の理解を得るため  
秘密保全上のリスクを回避するため  
(對抗措置を与えるおそれ)

論点

- 評価の観点の当否
- 調査事項の検討の方向性
- 評価の観点・調査事項を明示し、評価基準を明示しないことの当否

# 第3 秘密の管理②人的管理(適格性確認制度⑤)

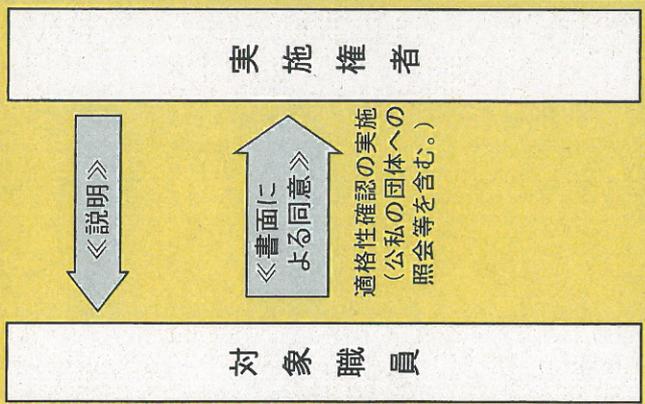
対外非公表

取扱注意

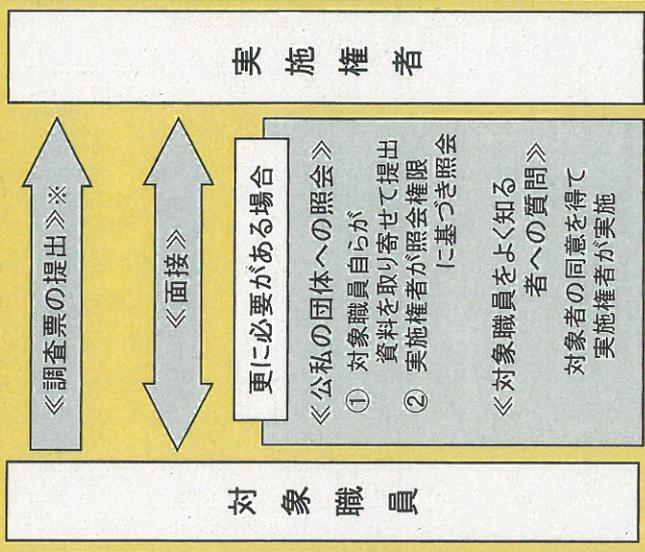
## 事務局案

### 5 方法・手続

対象職員  
の同意



実施権者による調査



※ 国の行政機関の長が、独立行政法人等、地方公共団体又は民間事業者等の職員の適格性確認を実施する場合、当該職員は、調査票を密封の上、所属機関を経由して提出

### 的確な実施

判断に重要な影響を与え、本人からより詳細な説明を聞くなど、慎重かつ細心の注意を払うことが必要

通知

適格性を確認

必要に応じ、有効期限を  
超える前に再確認を実施

又は

適格性を否定

直接国民の権利・義務を  
形成し、又はその範囲を  
確定しないため、  
行政処分に該当せず

○ 適格性確認の実施に当たっては、様々な個人情報等を取り扱う必要があるところ、必要な範囲を超えて個人情報収集しないこと、収集した個人情報を利用・提供しないこと等、個人情報の保護に係る法令に基づき、実施権者は対象職員のプライバシーの保護が確実に図られるよう必要かつ適切な措置を講ずることが必要

### 論点

○ 適格性確認の調査の方法・手続についての当否

事務局案

その他の人的管理

《管理責任体制》

- 特別秘密を取り扱う機関ごとに、組織内における役割・責任の適切な分担体制を構築

↑ 情報保全のための措置を確実・効率的に実施

(分担保体制の例)

- ・ 特別秘密の取扱業務の全般を管理する責任者
- ・ 組織の基礎的な単位で管理責任を補佐する者
- ・ 日常的な取扱いの場面において、個別具体的な保全措置に係る事務を行う担当者

《研修》

- 特別秘密を取り扱わせることとする時点及び定期的な研修の実施

↑ 保全に必要な具体的な知識の徹底

↑ 保全の意識の高揚



技術的な細目であることを考慮して法制上に適切に位置付けていく。

論点

- 上記の考え方の当否

物的管理

- 特別秘密が作成・取得あるいは伝達されてから移管又は廃棄されるまでの各段階等において、日常的に保全措置を講ずることが必要。

(個別具体的な保全措置の例)

- ・ 特別秘密に係る文書・図画・物件の作成・取得の手續
- ・ 特別秘密に係る文書・図画・物件の運搬・交付及び特別秘密の伝達の方法
- ・ 特別秘密に係る文書・図画の保管・利用等のアクセスの手續・方法
- ・ 特別秘密に係る文書・図画・物件の廃棄又は移管の手續・方法
- ・ 特別秘密に係る電子計算機情報の取扱い方法
- ・ 携帯型情報通信・記録機器の持込みの制限
- ・ 特別秘密の保護の状況についての検査の実施

- 特別秘密を取り扱うことが当然に想定されている行政機関等や民間事業者等



保全措置を実施

- 特別秘密を取り扱うことが想定されていないが、事務遂行のため特別秘密を伝達された行政機関等



上記の行政機関等や民間事業者等に準じた保全措置を実施

対外非公表

取扱注意

配布資料3

# 秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議（第3回）

## 諸外国におけるセキュリティクリアランス制度の概要

平成23年4月8日

# アメリカにおけるセキュリティクリアランス制度

対外非公表

取扱注意

根拠	①合衆国法典第50編第435条～第438条(秘密情報へのアクセス手続、クリアランス、照会権限、例外等)、②行政命令12968号(クリアランス)、③秘密情報へのアクセスに関する背景調査基準、④秘密情報へのアクセスの適格性決定のための判定ガイドライン、⑤行政命令13526号(秘密指定) 等
クリアランスの区分	取り扱う秘密の区分(「機密」、「極秘」、「秘」)に応じた3段階のクリアランス
適格性確認の対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>大統領・副大統領を除く連邦政府職員、契約事業者等(行政命令12968号)</li> <li>大統領・副大統領・連邦議会議員・連邦最高裁判所裁判官及び大統領領による任命を受けた連邦裁判所裁判官は対象外(法第437条)</li> </ul>
※ 例外措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>人命又は国土防衛上の差し迫った脅威への対応が必要な緊急の場合→関係行政機関の長又はその指名した職員は、適格性を確認されていない者に対する秘密情報の開示を許可できる。ただし、開示は最小限に限定される。</li> <li>適格性確認の終了前に業務遂行が必須である例外的な場合→提出された調査票に対する好意的な評価に加え、機密レベルでは連邦捜査局への犯罪歴等照会及び国防省への照会を経て、暫定的に適格性が確認される。</li> </ul>
実施権者	連邦政府機関が適格性を判定(契約事業者等については、秘密を提供する連邦政府機関がスポンサーとなって判定)
※ 調査の委託	連邦人事局に委託可能(連邦捜査局等は自ら実施) ※ 連邦人事局では、民間事業者を含む約9,000人のスタッフにより、年間約200万件の調査を実施。
評価の観点	米国への絶対的忠誠、人格の強靱性、信用性、正直さ、信頼性、思慮分別さ、確かな判断力、利益相反及び威圧の潜在的可能性からの自由、秘密の取扱いに係る規則を守る意思及び能力
調査事項	①合衆国に対する忠誠、②外国の影響、③外国への傾倒、④性的行動、⑤個人的行動、⑥経済状態、⑦アルコール消費、⑧薬物への関与、⑨精神状況、⑩犯罪行為、⑪セキュリティ規則違反、⑫職務外の活動、⑬情報技術システムの利用状況
調査票の項目	①テロ・政府転覆活動等団体への参加・関与等の経験、②海外渡航履歴、過去7年間の訪問国、③氏名、生年月日、出生地、国籍、過去7年間の住所及び就労状況、現在・過去の配偶者・親族・知人、④職歴、軍歴、⑤逮捕歴、⑥財務記録、債務不履行、⑦アルコールの摂取を原因とする治療・カウンセリングの経験、⑧非合法な薬物使用等の経験、⑨精神衛生状態についての専門家等のカウンセリング・入院経験、⑩民事訴訟に関する公記録 等
方法・手続	対象職員の同意・調査票の提出
	本人が調査票に必要事項を記載し、個人情報提供同意書・自己の精神状態について医療関係者への照会同意書とともに提出
有効期限	対象職員との面接
	基本的に機密レベルの秘密を取り扱う場合に面接を実施
第三者に対する照会	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の機関(連邦捜査局・連邦人事局・国防総省等)の記録のチェック、地方の(法執行機関・金融機関等)への照会(法第435条等)</li> <li>「機密レベル」配偶者又は同居者に対する国の機関の記録のチェック、職歴の確認(過去7年間の雇主等への照会を含む。)、訴訟記録の確認、知人(米国居住者4名。過去7年間の知り合い)への照会、近隣の人々・過去の配偶者からの聴取 等</li> </ul>
通知	判定結果を本人に通知(否定・取消しの場合)、国家安全保障上の利益・他の法令が許す範囲で、包括的で詳細な理由を書面で通知)
有効期限	機密レベル: 5年(極秘レベル: 10年、秘レベル: 15年)

(注) 機密レベルのクリアランスでは、他に、(行政機関によっては)ポリグラフの実施が追加して行われる。

# イギリスにおけるセキュリティクリアランス制度

対外非公表

取扱注意

根拠	<p>①人的セキュリティと国家安全クリアランスの方針に関する政府声明(2010年7月改訂)</p> <p>②セキュリティポリシーの枠組み(注:内閣府の定める政府統一基準で各省に義務的履行を求めるもの)</p> <p>③英国政府の人的セキュリティ管理:クリアランスを受ける者への助言及びガイダンス等</p>
クリアランスの区分	<p>取り扱う秘密の性質に応じた3段階のクリアランス(機密、極秘及び対テロリスト調査)</p>
適格性確認の対象者	<p>機密性の高い職務に従事する公務員、情報機関のメンバー、軍人、警察官、契約事業者及び一部のNGO関係者</p> <p>※ 大臣、国会議員、裁判官・陪審員は対象外。</p>
※ 例外措置	<p>危機において、生命に急迫した危険が迫っている場合は事前の確認がなされずに情報が伝達されることがありうる。</p>
実施権者	<p>各行政機関及び警察が適格性を判定</p>
※ 調査の委託	<p>国防調査庁・外務省調査ユニットに委託可能(警察は独自に調査を実施)</p>
評価の観点	<p>信用性、誠実、信頼性</p>
調査事項	<p>雇用記録、犯罪歴情報、情報機関の記録、財産上の不正常、周囲の環境、人となり、ライフスタイル等</p>
調査票の項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象職員の人定事項、過去3年間の雇用歴、国籍、犯罪歴、過去5年間の住所、過去1年間以上の海外居住歴、既婚歴、配偶者(前配偶者を含む)・両親の人定事項、英国軍隊・政府における雇用歴、スパイ・テロ・議会制民主主義の転覆活動等への関与経緯</li> <li>・[機密レベル以上]上記についての詳細事項、兄弟・義父母・養父母等(配偶者に係るものを含む)、同居人、過去10年間の雇用主、過去10年間の本人をよく知る者(3人以上)、学歴、信用・財務情報(本人及び配偶者のもの)、健康状態に関する自己申告、かかりつけの医師</li> </ul>
方法・手続	<p>対象職員の同意・調査票の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査票に本人が記入、署名して提出。右提出により同意したとみなされる。</li> <li>・機密レベルのクリアランスでは、別途、補充調査票及び財産に関する調査票の提出が求められる。</li> </ul>
	<p>対象職員との面接</p> <p>機密レベルの場合には必ず実施。その他の場合には必要に応じ実施。</p>
有効期限	<p>第三者に対する照会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係行政機関、警察、MI5への照会(クリアランスのレベルにより、配偶者(前配偶者を含む)両親、同居人のものを含む。)</li> <li>・[極秘レベル以上]信用情報機関への照会</li> <li>・[機密レベル]医療機関、本人をよく知る者等への照会</li> </ul>
	<p>通知</p> <p>判定結果を本人に通知(否定の場合は、可能なら理由を提示)</p>
有効期限	<p>機密の場合は7年(初回のみ5年)で、その他の場合は10年(ただし、契約事業者の一部は3~5年)</p>

# ドイツにおけるセキュリティクリアランス制度

対外非公表

取扱注意

根拠	セキュリティ審査法
クリアランスの区分	取り扱う秘密の区分(機密、極秘、秘)に応じた3段階のクリアランス
適格性確認の対象者	セキュリティ上影響を及ぼす業務に任せられる予定の者(非公的機関を含む。) ※ 連邦の憲法機関(大統領、議会、憲法裁判所)の構成員、裁判官等は対象外 特別な場合には、以下の①又は②の審査の結果、セキュリティ上のリスクの根拠が見出されなければ、セキュリティ審査の終了前にセキュリティ上影響を及ぼす活動の委託を許可 ①秘レベルの審査:適格性を判定する各行政機関が保有する独自の情報を考慮して調査票の記載事項について判断 ②極秘及び機密レベルのセキュリティ審査:それぞれ一段階低いレベルの審査の措置を終了していること
実施権者	各行政機関が適格性を判定(非公的機関については、右に対し機密等を交付しようとする連邦の各行政機関)
※ 調査の委託	連邦憲法擁護庁、軍防諜局に委託(連邦情報庁、連邦憲法擁護庁、軍防諜局は独自で実施)
評価の観点	①当事者の信用への疑念、②外国の情報機関からの特に恐喝される危険、③自由と民主的な基本秩序への支持に疑念がある場合、保安リスクが存在
調査票(保安宣誓書)の項目	①外国・旧東独の情報機関との関係、反憲法組織との関係、②18歳以降の外国における住所歴、パスポート番号、内務省がセキュリティ上懸念する国家における滞在歴・旅行歴・近親者等、③氏名、生年月日・出生地、国籍、過去5年間の国内における住所歴、身分証明書番号、④家族構成、家族の定事項、⑤職歴、雇用主、学歴・軍歴等、係属中の懲戒手続、⑥係属中の刑事手続、⑦過去5年間の強制執行措置・現在の経済状態、⑧対象職員の身元確認のための情報提供者2人(極秘レベル以上)、対象職員に関する質問のための照会者3人(機密レベル)⑨過去のセキュリティ審査に関する情報 [法第13条に列挙されている]
方法・手続	対象職員の同意・調査票の提出 ・書面による同意 ・セキュリティ宣誓書を本人から実施機関に送付 ・機密及び極秘レベルでは、配偶者又はパートナーに対しても、対象者本人の同意の下セキュリティ審査が実施される。
	対象職員との面接 (面接の実施については明記されていない)
第三者に対する照会	・連邦中央登録局からの情報の入手、連邦刑事庁、連邦警察庁、連邦警察庁・連邦の情報機関への照会 ・所在地の警察機関への照会、配偶者又はパートナーへのセキュリティ審査(極秘レベル以上) ・調査票に記載した参考人あるいはそれ以外の情報提供者への質問(機密レベル) [法第12条]
通知	判定結果を本人に通知(理由が付されるかどうかについては法には言及なし)
有効期限	機密レベルの場合は、10年ごとに再検査を行う

# フランスにおけるセキュリティクリアランス制度

対外非公表

取扱注意

根拠	国防法典、国防秘密保全に関する政府間通達等
クリアランスの区分	取り扱う秘密の区分(機密、極秘、秘)に応じた3段階のクリアランス
適格性確認の対象者	<p>秘密区分指定された情報・媒体を知る必要がある者(国の行政機関のほか、重要インフラ事業者である地方公共団体その他公共セクター、契約事業者等を含む。)</p> <p>※ 大統領、首相、大臣、議会の情報委員会を構成する議員は対象外(注:裁判官については不明)</p> <p>・緊急の場合には15日以内に可否が決定される仮の適格性確認で6か月以内の取扱いが可能。対象者は、①政府高官・外交官・将官、②予期しない任務のため派遣された者、③通常の期間の遵守では不可能な条件で配属された高位の責任者が対象で、対象人数は著しく限定される。</p> <p>・秘レベルについて、公務員、民間の契約社員等は内務省・国防省への調査の委託なしに所属当局により適格性確認を得ることができる。</p>
※ 例外措置	
実施権者	機密レベルは首相府国防事務総長(首相名)、極秘・秘レベルは当該秘密を主管する行政機関の主管高等防衛官(大臣名)が適格性を判定
※ 調査の委託	文民(警察勤務者を含む。)等については内務省中央国内情報局へ委託、国防省に勤務する文民・軍人、国家憲兵隊員、国防省のために業務を行う組織・企業に係る調査は国防安全防護局が実施。
評価の観点	<p>・本人自身が秘密漏えいに対する危険性を有していないか。</p> <p>・国益を危険にされるような脅し又は圧力(例えば、外国情報機関、テロリストグループ、反体制的活動に従事する個人又は組織からのもの)にさらされていないか。</p>
調査票の項目	①過去5年の海外滞在歴、パスポート番号、②氏名、生年月日・出生地、国籍、過去6年間の住所歴、一時的な居所・セカンドハウスの住所、家族構成、身分証明書番号、家族の特定事項
方法・手続	調査票の項目に本人が記入して提出。右調査票の提出をもって、調査開始への同意となる。
	(面接の実施については明記されていない)
	判定結果を本人に面前で通知(否定する場合に秘区分に秘区分に付される情報に関するものである場合、理由は不要)
有効期限	在任期間に限り有効であるが、機密レベルの場合は最長3年、極秘レベルの場合は最長5年、秘レベルの場合は最長10年